

大口信用供与等規制に関するガイドライン 新旧対照表（案）

改正案	現 行
<p>【省略用語例】 本ガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>銀行法施行規則 (略)</p> <p>大口信用供与等規制告示 (略)</p> <p>自己資本比率告示 (略)</p> <p>他の預金取扱金融機関関係法令 (略)</p> <p>最終指定親会社関係法令</p> <p>証券大口信用供与等規制告示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準（令和●年金融庁告示第●号）</u></li> <li>・ <u>最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適</u></li> </ul> </div>	<p>【省略用語例】 本ガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>銀行法施行規則 (略)</p> <p>大口信用供与等規制告示 (略)</p> <p>自己資本比率告示 (略)</p> <p>他の預金取扱金融機関関係法令 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> </div>

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>当であるかどうかを判断するための基準（平成 22 年金融庁告示第 130 号）</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p style="text-align: center;">（略）</p>
<p><u>大口信用供与等規制告示第 5 条の 2 第 1 号・証券大口信用供与等規制告示第 4 条第 4 項第 1 号関係</u></p> <p>○ <u>トレーディング勘定におけるロング・ポジションとショート・ポジションとの相殺等</u></p> <p><u>トレーディング勘定に計上される信用の供与等の額を算出するに当たり、次に掲げる場合に該当するときは、ロング・ポジション（自己資本比率告示又は証券連結自己資本規制比率告示第 1 条第 57 号に規定するロング・ポジションをいう。以下同じ。）の額とショート・ポジションの額（同条第 56 号に規定するショート・ポジションをいう。以下同じ。）とを相殺することができる。ただし、トレーディング勘定におけるポジションとバンキング勘定（自己資本比率告示第 22 条の 2 又は証券連結自己資本規制比率告示第 11 条の 2 に基づき設置されるバンキング勘定をいう。）におけるポジションを相殺することはできないものとする。なお、（3）に定める場合は、銀行法施行規則第 14 条の 2 第 2 項又は証券大口信用供与等規制告示第 4 条第 8 項を準用し、ヘッジされたポジションに係る信用の供与等の額（ただし、クレジット・デフォルト・スワップによるヘッジの場合であって、当該クレジット・デフォルト・スワップの取引相手方又は当該クレジット・</u></p>	<p><u>銀行法施行規則第 14 条第 4 項第 6 号関係</u></p> <p>○ <u>特定取引勘定におけるロング・ポジションとショート・ポジションとの相殺等</u></p> <p><u>特定取引勘定に計上される信用の供与等の額を算出するに当たり、次に掲げる場合に該当するときは、貸借対照表に計上される当該ロング・ポジションの額と当該ショート・ポジションの額とを相殺することができる。</u></p>

改正案	現 行
<p><u>デフォルト・スワップが参照する債務者のいずれかが規制金融機関（自己資本比率告示又は証券大口信用供与等規制告示第1条第37号の2に規定する規制金融機関をいう。）又は非規制金融機関等（自己資本比率告示第147条第2項第2号ロ又は証券大口信用供与等規制告示第123条第2項第2号ロに規定する非規制金融機関等をいう。）でないときは、自己資本比率告示第79条の2又は証券大口信用供与等規制告示第47条に定めるSA-CCRを用いて算出された当該取引相手方に係る与信相当額とする。）</u>について、<u>クレジット・デリバティブのプロテクション提供者に対する信用の供与等とみなして、当該プロテクション提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。</u></p> <p>(1) <u>同一の銘柄（発行体、クーポン、通貨、満期が同一の銘柄をいう。）のロング・ポジション及びショート・ポジションの双方を保有している場合</u></p> <p>(2) <u>同一の発行体が発行する異なる銘柄のロング・ポジション及びショート・ポジションの双方を保有している場合であって当該ショート・ポジションが当該ロング・ポジションよりも劣後する場合又は同順位の場合</u></p> <p>(3) <u>クレジット・デリバティブによってヘッジされたポジションについては、ヘッジの原資産とヘッジされたポジションについて、ショート・ポジションがロング・ポジションよりも劣後する場合又は同順位の場合</u></p>	<p>・ <u>同一の銘柄の特定取引対象資産（銀行法施行規則第13条の6の3第1項に規定する特定取引の対象となる資産をいう。以下同じ。）のロング・ポジション（自己資本比率告示第1条第57号に規定するロング・ポジションをいう。以下同じ。）及びショート・ポジション（同条第56号に規定するショート・ポジションをいう。以下同じ。）の双方を保有している場合</u></p> <p>・ <u>同一の発行体が発行する異なる銘柄の特定取引対象資産のロング・ポジション及びショート・ポジションの双方を保有している場合であって当該ショート・ポジションが当該ロング・ポジションよりも劣後する場合又は同順位の場合</u></p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p data-bbox="152 256 1108 344">銀行法施行規則第14条第6項、大口信用供与等規制告示第4条の2第3項・証券大口信用供与等規制告示第4条第3項関係</p> <p data-bbox="152 355 1108 443">○ ルックスルー方式により信用の供与等の額を計上又は算出することが不適當であると認める場合</p> <p data-bbox="232 454 297 485">(略)</p> <p data-bbox="181 501 1108 823">なお、<u>金融機関</u>において、ルックスルー方式による信用の供与等の計上等にあたり、証券化商品等でそれを構成する各原資産の特定が極めて困難であり、かつ、当該信用の供与等の計上等が不適當と考えられる類型のものが発生した場合には、監督当局と当該類型の原資産に係る把握可能性等も含め、ルックスルー方式による信用の供与等の計上等において不適當か否かを協議することとする。</p> <p data-bbox="203 836 266 866">(略)</p> <p data-bbox="994 935 1088 965">(以上)</p>	<p data-bbox="1128 256 2085 344">銀行法施行規則第14条第6項、大口信用供与等規制告示第4条の3第3項関係</p> <p data-bbox="1128 355 2085 443">○ ルックスルー方式により信用の供与等の額を計上又は算出することが不適當であると認める場合</p> <p data-bbox="1209 454 1274 485">(略)</p> <p data-bbox="1158 501 2085 823">なお、<u>銀行</u>において、ルックスルー方式による信用の供与等の計上等にあたり、証券化商品等でそれを構成する各原資産の特定が極めて困難であり、かつ、当該信用の供与等の計上等が不適當と考えられる類型のものが発生した場合には、監督当局と当該類型の原資産に係る把握可能性等も含め、ルックスルー方式による信用の供与等の計上等において不適當か否かを協議することとする。</p> <p data-bbox="1180 836 1243 866">(略)</p> <p data-bbox="1966 935 2060 965">(以上)</p>